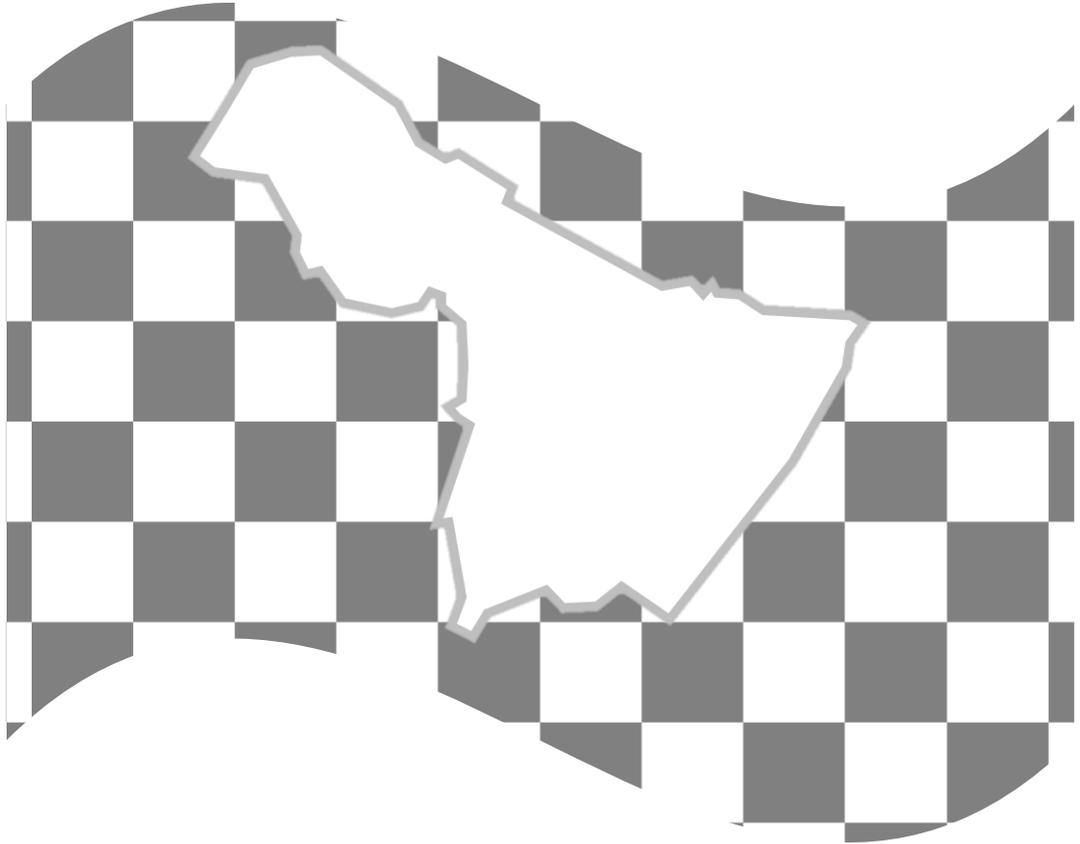


日本語教育ガイドライン



鈴鹿市教育委員会

目次

第1章 鈴鹿市での外国人児童生徒等の日本語教育の基本的な方針

- 1 「日本語教育ガイドライン」の策定 1
 - (1) 趣旨 1
 - (2) 「日本語教育支援システム」の取組 2
 - (3) 外国人児童生徒等の状況 2
 - (4) 外国人児童生徒等の受入れ方針 4
 - (5) 学校・教職員に求められる姿勢 5
 - (6) 外国人児童生徒等への教育体制 5
 - (7) 外国人児童生徒等への日本語教育の展望 8

第2章 外国人児童生徒等受入れ体制づくり

- 1 受入れ手続き 9
 - (1) 編入・転入の手続きについて 9
 - (2) 学校での受入れ時の対応 10
 - (3) 学校での組織体制 12
 - (4) 学校での「国際教室運営会議」等の設置 13
 - (5) 在籍する学級での受入れ 14
 - (6) 教育委員会での就学支援体制 15
 - (7) 外国人児童生徒等の受入れ等の参考資料 15
- 2 日本語支援 16
 - (1) 翻訳システム 16
 - (2) 外国人児童生徒就学支援教室「コトノハ」 17
- 3 外国人児童生徒等の帰国手続き 19

第3章 外国人児童生徒等日本語指導体制づくり

- 1 J S Lバンドスケール 20
 - (1) 「J S Lバンドスケール」の概要 20
 - (2) 「J S Lバンドスケール」による日本語能力の把握 21
 - (3) 「J S Lバンドスケール」によるP D C Aサイクル 21
 - (4) 「J S Lバンドスケール」による日本語能力の判定 22
 - (5) 「J S Lバンドスケール・チェックリスト」 23
 - (6) 「J S Lバンドスケール」判定会議 24
 - (7) 「個人票」(児童生徒に関する記録)の作成 25
 - (8) 「個別の指導計画」(児童生徒の指導の記録)の作成 26

第4章 外国人児童生徒等への授業づくり

- 1 「特別の教育課程」による日本語指導 27
 - (1) 「特別の教育課程」による指導 27
- 2 授業で大切にしている視点 30
 - (1) 仲間づくり 30
 - (2) 日本語学習 30
 - (3) 未来に向けて 31
- 3 参考になるHP等の紹介 32

第1章 鈴鹿市での外国人児童生徒等の日本語教育の基本的な方針

1 「日本語教育ガイドライン」の策定

(1) 趣旨

鈴鹿市では、1990（平成2）年の「出入国管理及び難民認定法」の改正後、ブラジルやペルーなどの日系の外国籍移住者が徐々に増加し始めました。特に、平成18年度頃から平成20年度にかけては、外国人児童生徒等が、年間約100人ずつ増加し、市内公立小中学校では、多くの外国人児童生徒等を受け入れてきました。

鈴鹿市での外国人児童生徒等の受入れは、居住する校区の小中学校での受入れを基本とし、特定の小中学校で受け入れる拠点校方式を採用してはなりません。

これは、外国人児童生徒等の通学への利便性や、どの学校でも等しく一定水準の日本語教育を受けられる教育環境を整える考えからであり、生活基盤となる居住地域での交流なども考えてのことからです。

そのため、外国人児童生徒等への日本語教育は、全ての小中学校で取り組む必要があります。鈴鹿スタイルとしての外国人児童生徒等への「日本語教育支援システム」の構築が不可欠でした。

そこで、2008（平成20）年度に、早稲田大学大学院日本語教育研究科との間で日本語教育についての協定を結び、これまで12年間にわたり「鈴鹿市日本語教育支援システム」の構築に取り組んできました。また、外国人児童生徒等一人ひとりの日本語能力の的確な把握の下に日本語教育を行うため、「JSLバンドスケール」を活用した日本語教育の取組を進めてきました。

2008（平成20）年のリーマンショック後においても、外国人児童生徒等の減少はさほどみられることなく、この10年間は、約650人前後の外国人児童生徒数を維持している現状にあります。

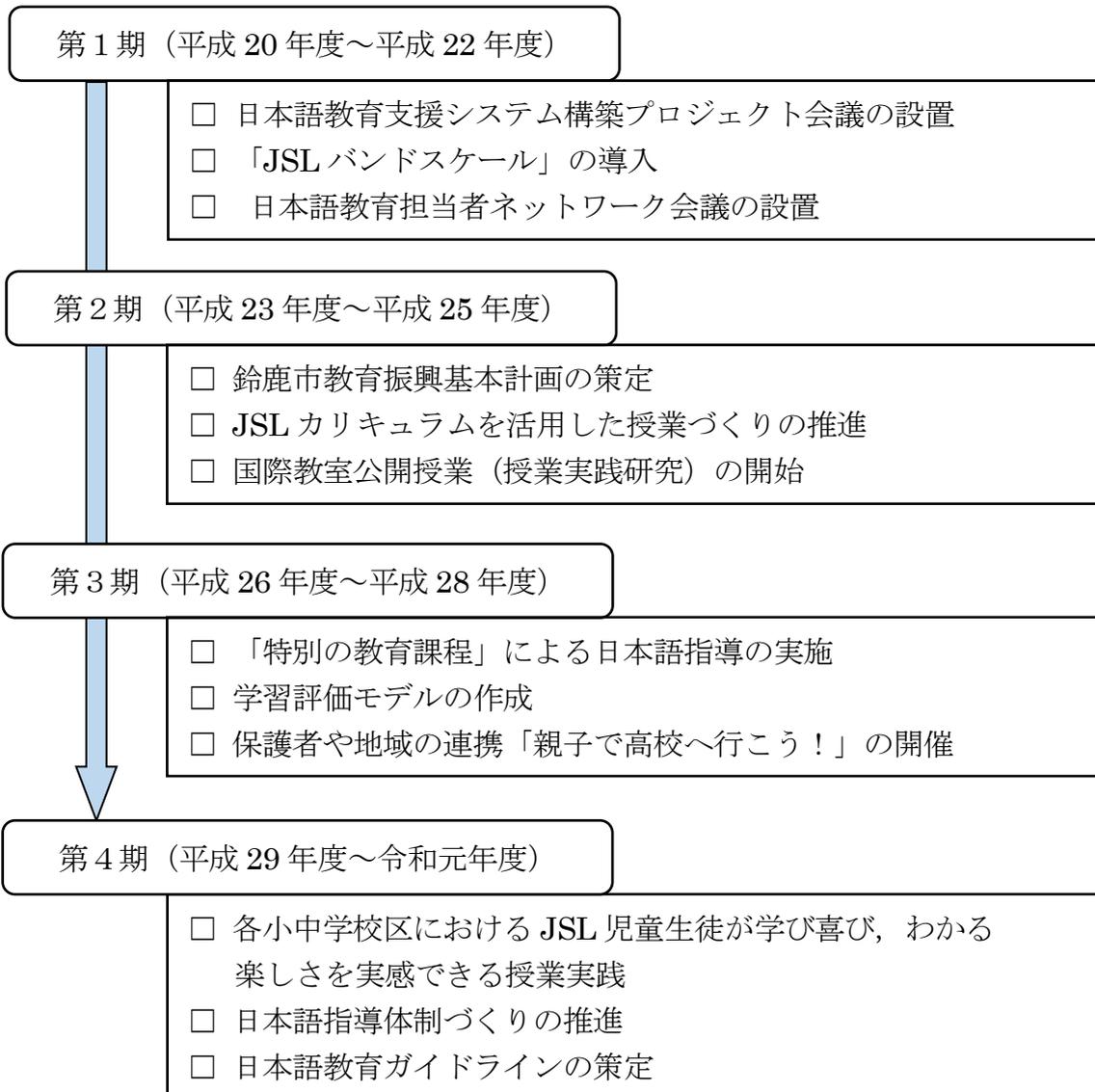
しかし、近年では、市内全体の児童生徒数は減少傾向にありながらも、外国人児童生徒等が全児童生徒に占める割合は増加傾向にあるとともに多国籍化も進み、外国人児童生徒等への日本語指導の充実が一層求められています。

また、教職員の世代交代が進む中、市内の公立小中学校に勤務する全ての教職員が、鈴鹿市における外国人児童生徒等への日本語教育について共通理解を深め、日本語教育の実践力を高めることが求められています。

さらに、2019（令和元）年6月28日「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、外国人児童生徒等への日本語教育の重要性は、益々大きくなっています。

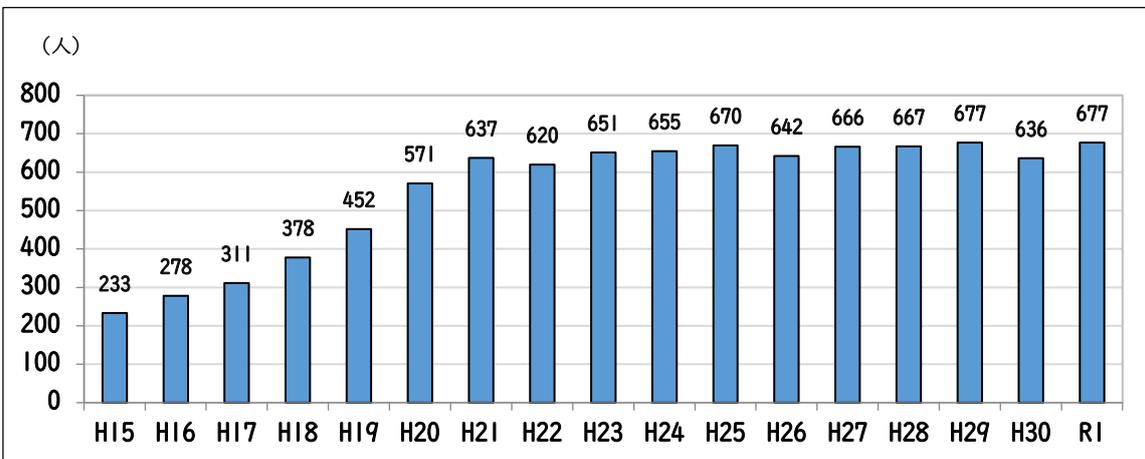
このようなことから、市内のどの公立小中学校においても、外国人児童生徒等を円滑に受け入れ、効果的な日本語指導や学校生活への適応指導を実施していくため、「日本語教育ガイドライン」を作成しました。

(2) 「日本語教育支援システム」の取組



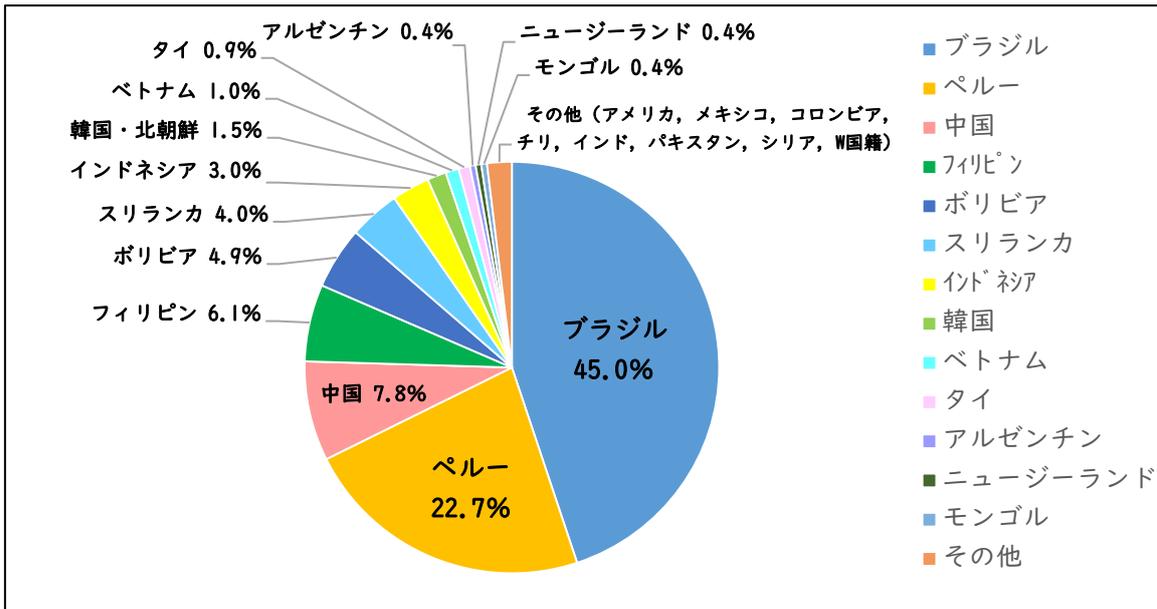
(3) 外国人児童生徒等の状況

① 外国人児童生徒の在籍状況（外国人児童生徒等在籍状況等調査 5月時点）

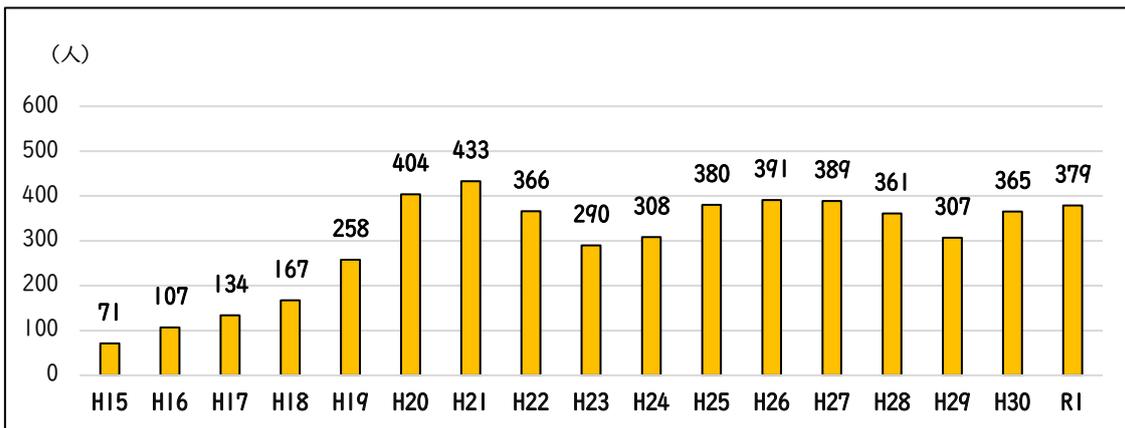


② 外国人児童生徒の国籍状況

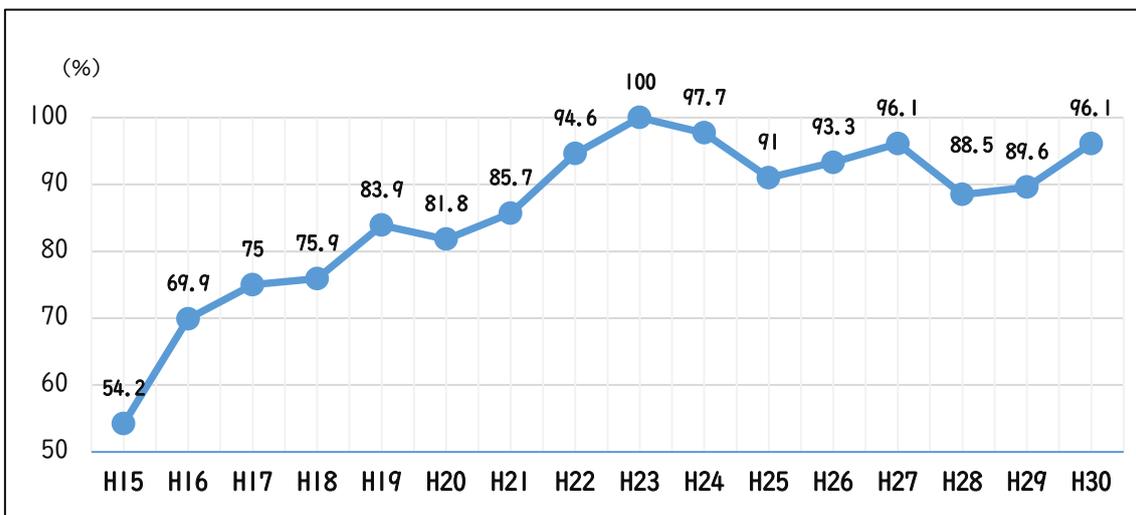
(令和元年度 5月)



③ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍状況



④ 外国人生徒等の中学校卒業後の高校進学率



(4) 外国人児童生徒等の受入れ方針

文部科学省は、外国人児童生徒等の公立義務教育諸学校への受入れについて、「外国人の子どもには、我が国の義務教育への就学義務はないが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受け入れる。教科書の無償配付及び就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障する。」としています。

また、「日本語教育の推進に関する法律」では、「日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保」することなどを定めています。

そこで、鈴鹿市においても法律の規定や文部科学省の方針に基づき、全ての外国人児童生徒の就学と進路を保障します。

【鈴鹿市での基本的な方針】

- ◇ 全ての外国人児童生徒等を受け入れ、日本の児童生徒と同様に等しく教育を施す。
- ◇ 就学の希望の有無にかかわらず、全ての外国人児童生徒等の公立小中学校への就学を確保する。
- ◇ 外国人児童生徒等一人ひとりの日本語能力に応じて、様々な手立てを講じながら日本語教育を行う。
- ◇ 義務教育終了段階において、全ての外国人生徒の希望に応じた進路保障に努める。
- ◇ 外国人児童生徒等への日本語教育とともに教科の指導等の充実を図る。

【参考】

「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A 規約)」

(昭和 54 年 8 月 4 日条約第 6 号) (抄)

第十三条一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(5) 学校・教職員に求められる姿勢

鈴鹿市での基本的な方針の下に、全ての外国人児童生徒等の就学と進路を保障する姿勢が求められます。

また、外国人児童生徒等の「言葉の壁」に理解を示し、あらゆる教育活動の機会を通じて日本語教育を実践するとともにすべての児童生徒への多文化共生を推進する姿勢が求められます。

(6) 外国人児童生徒等への教育体制

① 日本語教育支援システム

鈴鹿市では、市全体で組織的な外国人児童生徒等への日本語教育を推進しています。そのため、市の組織として「プロジェクト会議」と「ネットワーク会議」を組織し、外国人児童生徒等が在籍する学校に「国際教室運営会議」を組織することで、それぞれの連携と一貫性を持った取組を推進します。

i プロジェクト会議

鈴鹿市での外国人児童生徒等への日本語教育の基本的な方向性、取組等の進捗状況の把握、取組の検証や改善策などについて、協議したり、決定したりする組織です。

会議は、教育長他、鈴鹿市教育委員会事務局関係職員、校長会代表者、国際教室担当代表者、及び早稲田大学大学院日本語教育研究科関係者等で構成し、毎年2回開催します。

ii ネットワーク会議

プロジェクト会議での決定内容に基づき、日本語指導教材の開発や日本語指導についての研修および情報交換などを行う組織です。

会議は、鈴鹿市教育委員会事務局関係職員、国際教室を設置する市内公立小中学校の国際教室担当者等で構成し、毎年数回開催します。

【プロジェクト会議での主な取組】

- ・ JSL カリキュラムの検討
- ・ 教材や指導方法の検討
- ・ 公開授業の開催
- ・ 実践交流会の開催
- ・ リライト教材の作成
- ・ 評価の在り方の検討 など

iii 国際教室運営会議

各小中学校での在籍する外国人児童生徒等への日本語教育の取組の検討や一人ひとりに応じた支援の在り方などを協議したり、JSLバンドスケールについて検討したりする組織です。

会議は、校長、教頭、国際教室担当者、学年担当など、学校の実態に応じて構成し、定期的を開催します。

iv 日本語コーディネーターの配置

日本語教育コーディネーターが学校訪問を行い、日本語指導の研修や校内指導体制づくりの支援を行う。

②「特別の教育課程」による日本語教育

鈴鹿市では、外国人児童生徒等一人ひとりの日本語能力に応じた教育課程を編成し、日本語教育を行います。

そのため、国際教室を設置し、外国人児童生徒への取り出し授業による日本語教育を実施するとともに国際教室の運営に伴う人的配置に努めます。

i 「JSL バンドスケール」に基づく日本語教育

鈴鹿市では、外国人児童生徒等の日本語教育が、担当者の勘や主観によって行われるのではなく、客観的な資料に基づいて行うため、早稲田大学大学院日本語教育研究科川上郁雄教授が開発された「判定基準」である「JSL バンドスケール」を活用した日本語教育を実施します。

「JSL バンドスケール」は、「聞く・話す・読む・書く」の4領域ごとに児童生徒の学習状況や生活の様子などを把握し、日本語能力の発達段階を把握するものです。小学校では7段階、中学校では8段階で、4領域それぞれの日本語能力を判定し、一人ひとりの日本語能力に応じた指導や支援を行います。「JSL バンドスケール」の活用には、4領域それぞれの判定基準について理解を深め、教員相互での共通認識を図ることが求められます。

ii 「特別の教育課程」の編成

外国人児童生徒等一人ひとりの日本語能力に応じ、取り出して行う日本語教育の週当たりの授業数や、取り出す時間にあたる教科を検討します。

外国人児童生徒等一人ひとりの実態に応じるとともに他の児童生徒との交流の機会なども考慮して、特別な教育課程を編成します。

特別の教育課程の編成にあたっては、外国人児童生徒等の指導方針や見通しなどを国際教室運営会議などで協議し、共通理解を図ることが求められます。

③ 指導者の資質向上

鈴鹿市では、ネットワーク会議で国際教室担当者の資質向上を図るとともに市全体の研修講座を開催したり、各学校で実施されている日本語教育の実践例を交流する機会を設けたりすることで、外国人児童生徒等の日本語教育を担う人材育成や多文化共生の理解浸透を図ります。

i 研修講座の開催

外国人児童生徒等への日本語教育の指導力向上を目指した研修講座を開催します。国際教室担当者以外の教員が、外国人児童生徒等の日本語教育への理解を深めるとともに外国人児童生徒等の学力向上につながる研修を開催します。

ii 多文化共生教育実践 EXPO の開催

外国人児童生徒等の在籍の有無にかかわらず、各小中学校での外国人児童生徒等を中心にすえた教育活動や、多文化共生の取組について実践交流を行います。学校や児童生徒の実態に応じた実践が求められます。

④ 就学・進路等の保障

鈴鹿市では、全ての児童生徒の就学及び進路保障を行います。

そこで、小学校入学前の園児を対象とした「就学ガイダンス」や、中学校卒業後の進路選択に向けた「進路ガイダンス」を開催します。

また、各学校でも就学や進路選択への情報提供の機会を設けます。さらに、学校生活への適応支援として通訳の派遣などの人的措置を講じたり、就学支援教室を設置したりします。

i 就学ガイダンスの開催

小学校入学に向けて、実際の小学校の教室を会場にした「就学ガイダンス」を開催します。小学校入学を控えた外国人の子どもや保護者に、小学校での生活や学習への見通しを持つ機会を提供し、小学校入学への不安解消につなげます。

ii 進路ガイダンスの開催

中学校卒業後の進路選択に向けて、高等学校の教員や在学外国人生徒等から直接、高等学校の様子等の説明を受ける「進路ガイダンス」を開催します。各中学校でも、在学中の早い時期から高等学校等への進学に見通しを持つ機会を設ける必要があります。

iii 通訳の派遣など人的配置

外国人児童生徒等及び保護者との意思疎通等のために、教育委員会事務局に通訳を配置し、必要に応じて各学校に派遣します。

また、外国人児童生徒等が多数在籍する学校を中心にバイリンガルの外国人教育指導助手を配置し、巡回相談員や支援員、日本語指導講師などを派遣して、各学校での日本語教育等を支援します。

各学校では、地域との連携の中で様々な外国語の会話力を備え、外国人児童生徒等の通訳や学習支援への協力者を求めていく必要があります。

iv 就学支援教室の設置

来日間がない外国人生徒等を中心に、日本語教育の初期支援や学校への適応支援などを行う就学支援教室「コトノハ」を設置します。

就学支援教室「コトノハ」には、バイリンガルの指導員を配置します。

就学支援教室「コトノハ」に通室する生徒等が在籍する学校との連携を図り、各学校での日本語教育との円滑な接続が求められます。

(7) 外国人児童生徒等への日本語教育の展望

鈴鹿市は、自動車産業などのものづくりが盛んなまちであるとともに外国人集住都市の一つでもあり、今後も外国人児童生徒等の公立小中学校への就学や外国人児童生徒等が全児童生徒に占める割合は、増加することが予想されます。

そのため、これまで早稲田大学大学院日本語教育研究科との連携の下に積み重ねてきた鈴鹿市日本語教育支援システムに基づく外国人児童生徒等への日本語教育の着実な実施が求められています。

グローバル化や多言語化が進む中、次のような展望を持ち、鈴鹿市日本語教育支援システムに基づく外国人児童生徒等への日本語教育を着実に実施していくことが求められています。

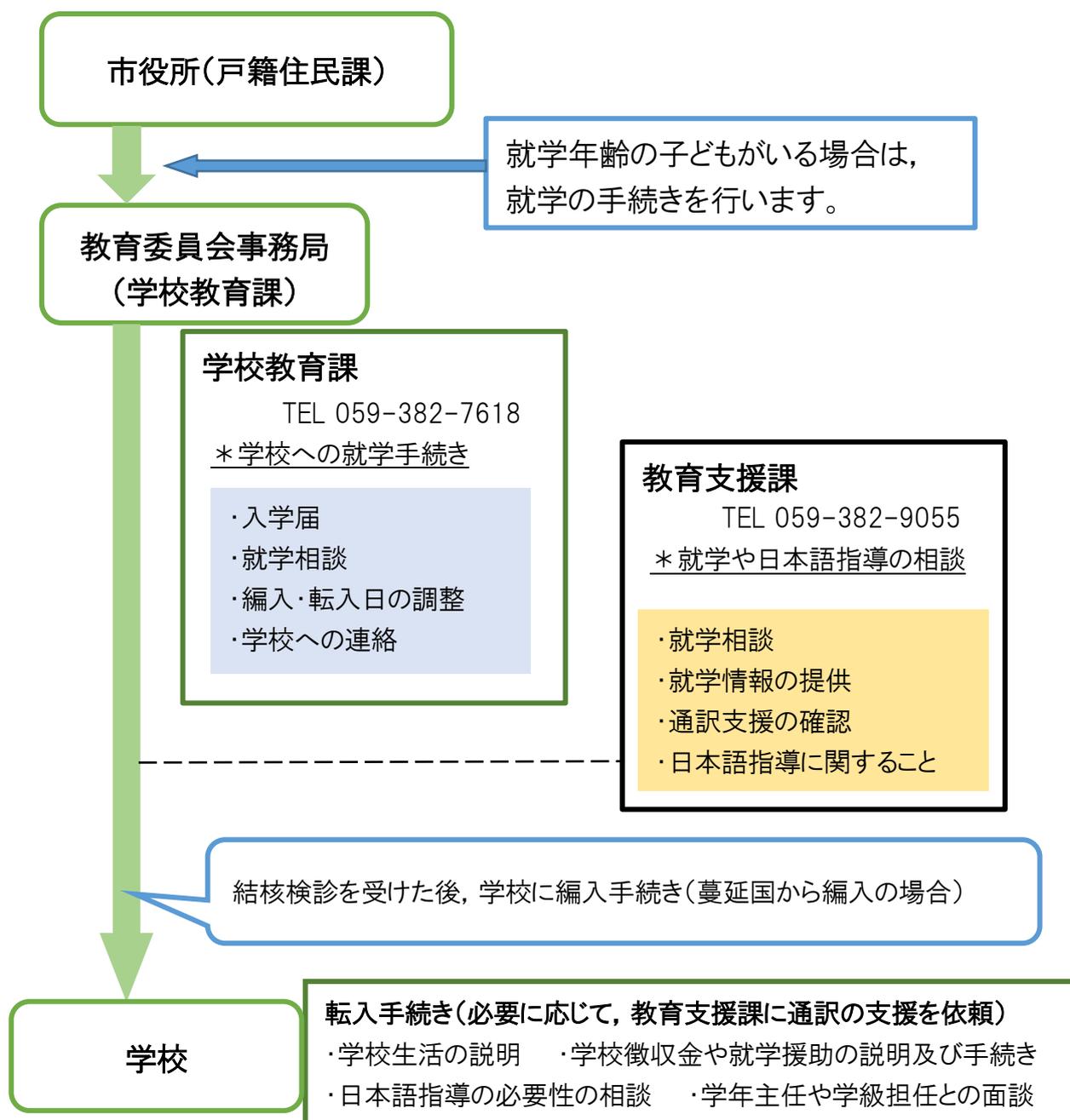
- ◇ 「JSL バンドスケール」による判定を生かした確実な日本語能力の向上
- ◇ 多言語化に対応する日本語教育の在り方の検討
- ◇ 外国人児童生徒等の読解力向上に向けた指導方法等の検討
- ◇ 日本語能力の向上に伴う学力向上
- ◇ 外国人児童生徒等の日本語教育への意欲向上
- ◇ 国際教室を担当する教員の広がり

第2章 外国人児童生徒等受入れ体制づくり

1 受入れ手続き

帰国・外国人児童生徒等の受入れは、どんな手順ですか。

(1) 編入・転入の手続きについて



(2)学校での受入れ時の対応

学校に、新しく外国人児童生徒等を受入れることになりました。学校で、どんな準備をしたらいいでしょう。



編入・転入手続き(必要に応じて、教育支援課に通訳の支援を依頼)

管理職を中心に、国際教室担当、在籍学年及び学級担任、教育相談等担当教員など、学校組織全体での情報共有や対応等の共通理解が必要です。

① 学校としての受入れ準備

【学校としての準備】

学校に、転編入児童生徒が来校したときは、笑顔で、気持ちよく迎えることが第一です。

受入れに際しては、管理職、在籍学年の教員、日本語指導や多文化共生教育の担当者、養護教諭、事務職員などが同席できると良いでしょう。

保護者や外国人児童生徒等に学校の様子を説明したり、保護者の願いや不安を聞き取ったりすることも大切です。学校内を、実際に見学してもらうことも良いでしょう。

保護者や児童生徒との対話を通じて、児童生徒理解や学校との相互理解を深めるようにしましょう。

特に、編入児童生徒は、日本の学校生活を初めて送ることが多いので、不安や心配があります。安心して学校生活が始められるよう学校職員全員で受け入れましょう。

また、受入当日には、どのような説明を、誰が説明するのかなどを確認し、必要な書類等も事前に用意しておきましょう。

【日本語の様子(児童生徒・保護者)】を確認しましょう。

学校に受け入れるにあたって、児童生徒、保護者との様々なやりとりが必要になります。

日本語の理解力等について、できれば事前に把握し、**通訳の要請、翻訳した書類等の準備**もしておきましょう。

通訳が必要であれば、教育支援課にご相談ください。

★通訳可能言語:ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・英語・中国語

*モンゴル語・ベトナム語・インドネシア語・タミル語 などの言語についてはご相談ください。

*タブレット端末を活用した多言語通訳システム(12言語対応)の対応も可能です。

- 事務的な手続き
 - …家庭環境調査票, 集金関係, 保健関係等の記入や手続き
- 学校生活の説明
 - …日課表や時間割, 制服, 登下校, 教科書, 副教材, 学用品,
行事予定等の説明

【受入れ手続き】

転編入の事務手続きや必要となる文書の作成は、具体的に説明をしながら、できる限りその場で記入をしてもらうようにします。

持ち帰ってしまうと、言葉の壁もあり記入できないことがあります。

学用品は、外国人の保護者には馴染みがないことから、言葉だけでは理解できない場合もあります。実物や写真を見せるとわかりやすいです。

(説明用の学用品を集めておくと便利です。)

② 保護者からの聞き取り

* 外国人児童生徒等及び保護者から、日本の学校教育への願いや母国の風習・文化などについて知ることも大切です。

- 本名(通称)の確認
- 家族構成や家庭での言語の確認
- 母国での学習歴の確認
- 緊急連絡先の確認
- 日本語の理解力などの確認
- 日本語教育初期支援や取り出し授業の確認
- 家庭で準備の必要がある学用品の確認
- 健康面, アレルギーの有無や配慮すべき事柄の確認
- 宗教面で配慮すべきことの確認
- 義務教育終了後の進路に対する希望や考え
- 児童生徒の特性及び成育歴など, 心配なことや知っておいてほしいこと 等

* 経済状況や在籍予定期間などに応じて、保護者の相談に応じることも必要です。

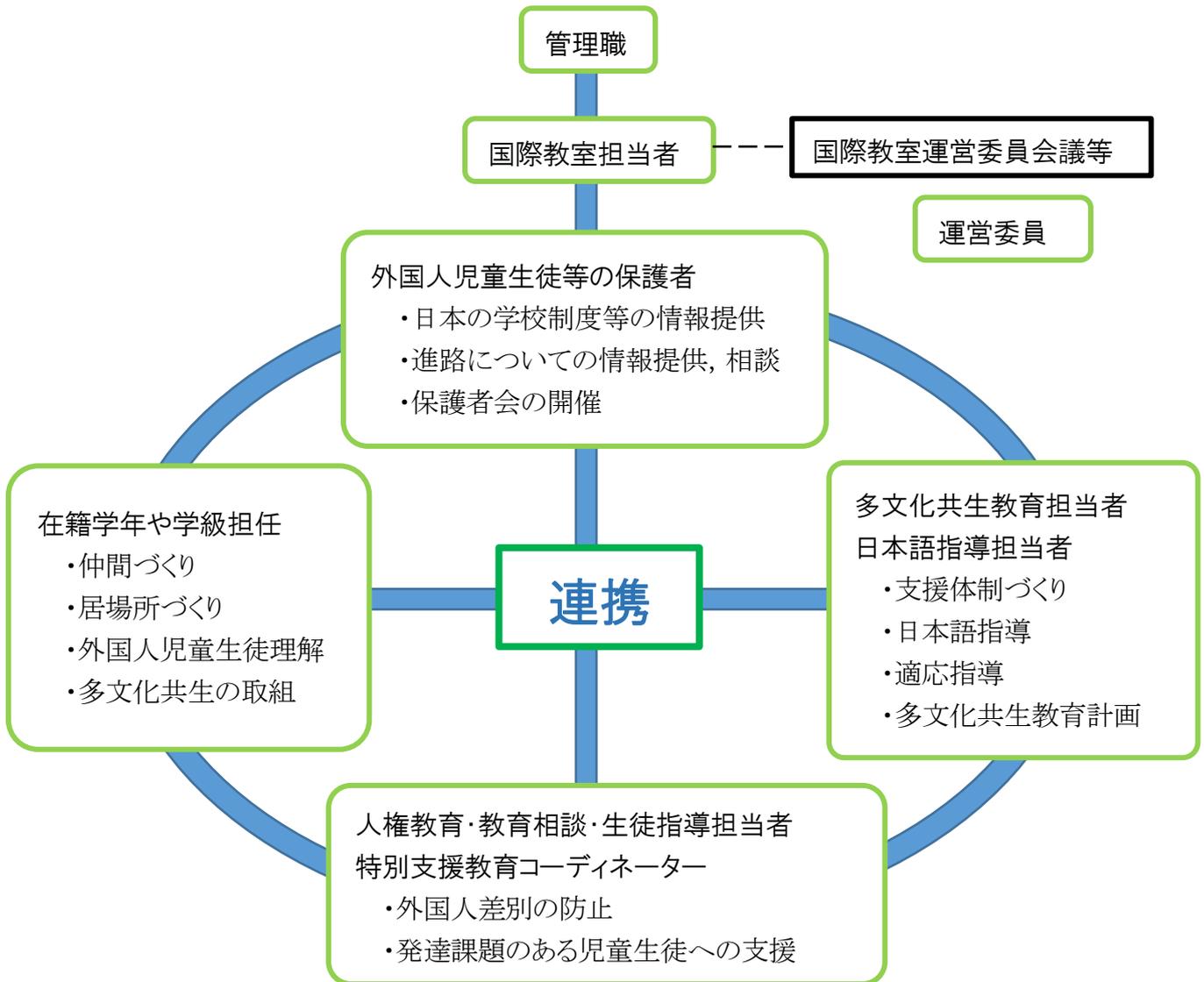
- ・学用品(ランドセル・制服など高価なもので、すぐに準備が困難な物品等)の貸出の相談
- ・就学援助などの制度(条件・必要書類等)の説明や手続きの相談

2 学校・教育委員会の組織体制

(3) 学校での組織体制

管理職を中心に、学校組織全体で受入れ体制や支援体制を整えていく必要があります。

また、児童生徒はもちろんのこと保護者との連携を大切にする必要があります。



(4) 学校での「国際教室運営会議」等の設置

外国人児童生徒等を受け入れるための校内組織づくりは、どのように進めていくとよいでしょう。



学校全体での受入れ体制をつくりましょう

外国人児童生徒等の受入れは、在籍する学級担任や国際教室担当者だけが担うものではありません。

校内の国際教室担当者または多文化共生担当者が中心的役割を果たしながら、「国際教室運営会議」等を設置し、様々な担当者等の中で情報共有や共通理解を図ることが必要です。

- ・その児童生徒に、どのような支援が必要なのか。
- ・そのためにどのようなことが必要になってくるか。
- ・校内の体制や連携をどのように整えていくか。

など、外国人児童生徒等の円滑な受入れや、日本語指導の方向性を確かめましょう。

国際教室運営会議

1 設置目的

- ①国際教室と在籍学級との連携を図り、校内全体の日本語教育推進体制を確立する。
- ②教科及び日本語の双方の指導目標の達成に向け、外国人児童生徒にわかりやすい授業づくり等、日本語で学ぶ力の育成を目指した実践を進める。
- ③外国人児童生徒等が安心して過ごせる学級・学校体制づくりを推進する。

2 内容

①年間計画

- ・日本語教育に関わる研修会、JSLバンドスケールの判定・個別の指導計画の作成

②国際教室の運営

- ・目標・方針・役割など
- ・通室について（学習内容、時間割等）

③職員間の共通理解

- ・転編入の手続き、帰国の手続き
- ・保護者との連携（通訳、翻訳、保護者会など）

④多文化共生・日本語教育の取組

(5) 在籍する学級での受入れ

学級に外国人児童生徒等を受入れることになりました。
担任はどんなことに気を配ればよいでしょう。



外国人児童生徒等は、日本の学校生活を初めて送るので不安がいっぱいです。
だからこそ、登校初日の出会いは、とても大切です。
外国人児童生徒等の母語を事前に調べておいて、母語を用いてあいさつを試みるのもよいでしょう。
また、初来日の児童や生徒の国についても事前に調べておくとよいでしょう。
児童生徒によっては、文化的に異なる点や宗教上の配慮が必要な場合等があります。事前に保護者から配慮事項などを聞いておき、学級の児童生徒にも伝える必要もあります。

安心して過ごせる居場所・支えてくれる友だち

在籍学級では、安心して過ごせる「仲間づくり」が大切です。
言葉の壁はありますが、心の壁を作ることがないようにさまざまな機会をとらえて多文化共生教育に取り組みしましょう。
まずは、その児童生徒を知ることから始めてみましょう。
「知る」ためには、関わるのが大切です。日頃から、「関わり」を意識した声かけやクラスづくりに取り組んでいきましょう。

「学級での受入れ」での工夫事例

【例】

- ・ 座席を前の方に配置する。（担任等が配慮しやすいように）
- ・ ロッカー・靴箱等本人が使用するものは、分かりやすく表記する。
- ・ 学級にある身近な物に、名前カード（ひらがなやローマ字で記入）を掲示する。
- ・ トイレの場所や靴箱の使い方等、最低限度必要なことは、実際に案内したり、使い方を教えたりする。
- ・ 在籍学級の児童生徒全員で、外国人児童生徒等を受け入れる体制・雰囲気をつくる。
- ・ やさしい日本語でゆっくり話をする。

(6) 教育委員会での就学支援体制

* 教育委員会では、外国人児童生徒等の日本語指導等を支援しています。
鈴鹿市役所西館に、外国人児童生徒就学支援教室「コトノハ」を設置しています。

外国人児童生徒就学支援教室「コトノハ」での日本語初期支援

- ・来日間もない児童生徒……初期の日本語指導
- ・不登校・不就学児童生徒……学校につなげる支援

(7) 外国人児童生徒の受入れ等の参考資料

① 文部科学省:「外国人児童生徒受入れの手引き」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

② 文部科学省:「外国人児童生徒教育研修マニュアル」

③ 三重県教育委員会:「『エンジョイ！コミュニケーション』ハンドブック」

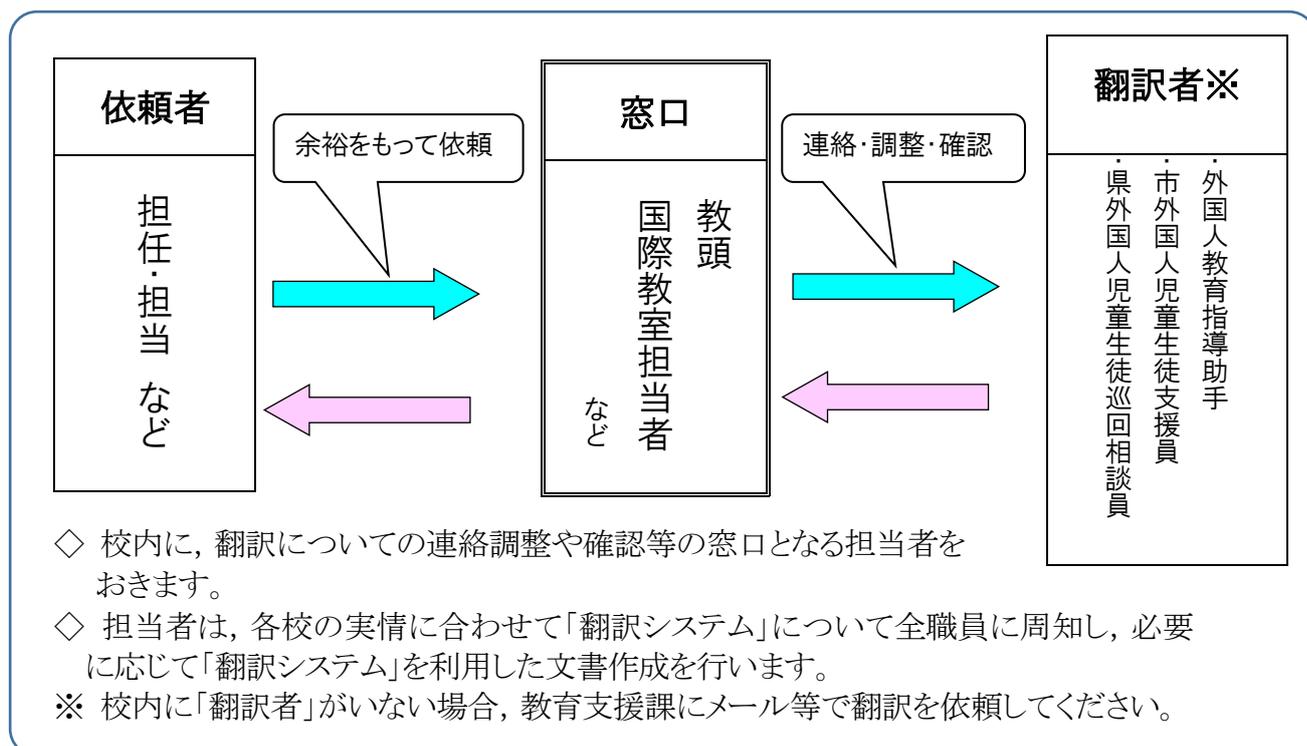
* 学校でよく使う言葉や会話が、母語（ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ビサイヤ語・中国語）と日本語で紹介してあります。教員，児童生徒，保護者とのコミュニケーションの助けとして使用できます。

担任だけでなく，保護者に渡したり，母語の読み書きができる児童生徒に渡したりしても，学校でよく使う言葉を知ってもらえます。必要冊数を教育支援課にご相談ください。

2 日本語支援

(1) 翻訳システム

母語と日本語の翻訳システムにより、学校から保護者や児童生徒に伝えたい内容を、できる限り正確に伝えていきます。



		内 容
1	期日の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>少なくとも1週間前までに依頼</u>する。 ・時期によっては翻訳が集中するので、期日を早めに設定する。
2	文書の精選	<ul style="list-style-type: none"> ・必要最低限の文書のみにする。 ・前年度までの資料があれば、あわせて送付する。 ・県教委や市教委(ネットフォルダなど)の翻訳文書関係も確認する。 ★よく使う保護者へ連絡文書・三重県教育委員会 HP にも掲載 URL http://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600002380.htm
3	文書の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳依頼文書や翻訳済み文書のデーターを整理、管理する。

【留意点】

- ・ 翻訳の必要な箇所や文書の優先順位を確認する。時候の挨拶などは省く。
翻訳の必要な箇所がわかるようにする。(色を付ける, 囲むなど)
- ・ 翻訳依頼文書はできるだけわかりやすい文章で書き、漢字には**ルビ**をふる。
- ・ 県・市の巡回支援員の翻訳可能言語は、**ポルトガル語, スペイン語, タガログ語**です。

(2) 外国人児童生徒就学支援教室「コトノハ」

① 「コトノハ」の目的

言語、家庭環境その他の事情により不就学・自宅待機・不登校の状態にある外国人児童生徒等について、就学、進路保障を促進するため、関係学校との連絡調整、日本語指導、その他必要な支援を行います。

② 支援内容

i 不就学・自宅待機

不登校の状態にある外国人児童生徒等の日本語初期指導・適応指導等を通じた就学や学校復帰の支援 ⇒ 就学支援教室への通室、家庭訪問など

ii 来日間もない外国人児童生徒等の日本語初期指導・適応指導

⇒ 関係学校長・保護者の意向を踏まえ、就学支援教室への通室(要相談)

iii 就学支援教室に通室する児童生徒の安定的で継続的な就学サポート

iv 高校進学をめざす外国人児童生徒等の学習・進路支援 ⇒ 長期休業中など

※過年度生の受入れは19歳まで

③ 設置場所

鈴鹿市役所 西館1階

④ 開設日

月曜日～金曜日

⑤ 開設時間

9:30～15:00



⑥ 通室への対応 ・通室日は、学校と相談して決定

・指導時間は50分を1単位

・在籍している学校・学級での学習活動に向けて、子どもの状況に応じて通室の時間を設定

※月～木曜日の放課後(15:30～17:00)は、進路支援の時間

⑦ 通室期間 それぞれの児童生徒の状態に応じて検討

※来日間もない初期支援については、原則1か月程度の期間

⑧ 指導スタッフ ・就学支援教室コーディネーター1名

・バイリンガル指導員2名(ポルトガル語、中国語)

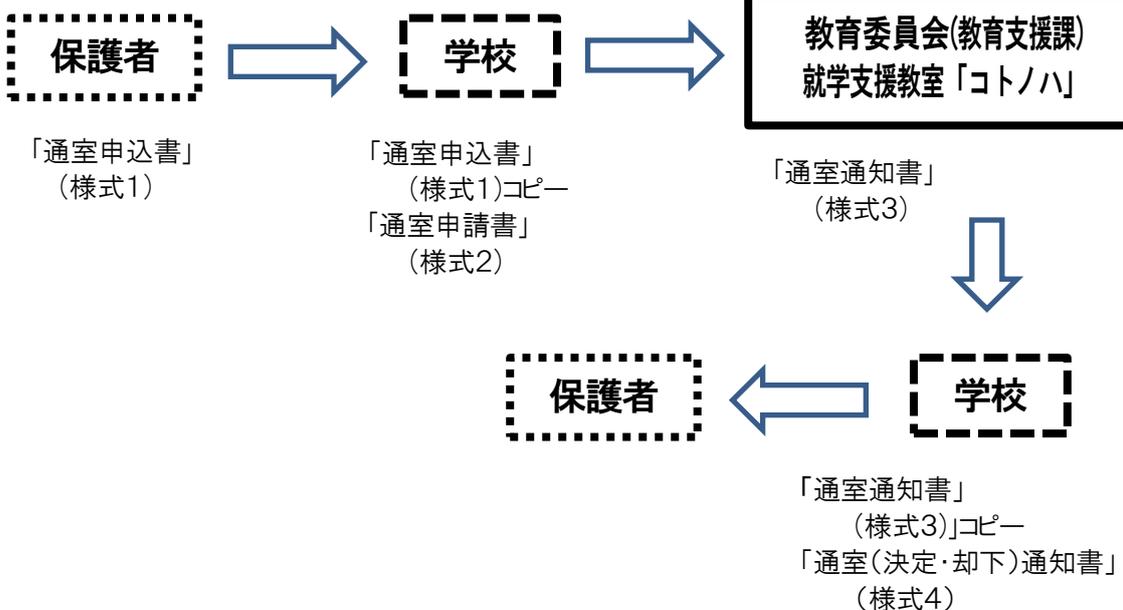
⑨ その他 通室児童生徒等は、在籍校において、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入が必要

「コトノハ」への通室手続き

通室の書類は、「ネットフォルダ『コトノハ教室』」で検索し、関係書類を準備する。

【通室に向けた手順】

- (1) 通室を希望する児童生徒の保護者の意向を学校が確認する。
- (2) 学校が適切と認めた場合、学校(管理職)から教育委員会(教育支援課子ども支援G)へ通室に向けて依頼(電話連絡)をする。
- (3) 通室に関わる詳細(通室曜日の決定、子どもの状況等)については、就学支援教室コーディネーターと学校担当者が連携・相談しながら進める。
- (4) 通室を希望する児童生徒の保護者から学校に「通室申込書<様式1>」を提出する。〈年度毎〉
- (5) 学校から教育委員会(教育支援課子ども支援G)に、「通室申込書<様式1>」のコピーと「通室申請書<様式2>」を提出する。〈年度毎〉
- (6) 教育委員会(教育指導課子ども支援G)から学校に「通室(決定・却下)通知書<様式3>」を通知する。
- (7) 学校から保護者に「通室(決定・却下)通知書<様式3>」のコピーと「通室可否決定結果通知書<様式4>」を通知する。
- (8) 上記の手続きが完全に終了していなくても、保護者・学校の確認が取れた場合は体験通室として通室を認める。
体験通室をした日を最初の通室日とし、以降、通室した日を通室日数として数える。



3 外国人児童生徒等の帰国手続き

【 成績証明書, 在籍証明書等の公印確認が必要な場合 】

★各種書類・三重県教育委員会HPに掲載

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci600002380.htm>

(1) 本国に帰国後, 学校に入学を希望する場合, 本国の学校に連絡を入れるよう, 保護者に伝えます。

また, 帰国に必要な書類は1~2週間ぐらいかかること, 郵送料がかかることを伝えます。

(2) 必要な書類

「a 在学証明書, b 成績証明書, c 教育課程証明書(必要な場合はd卒業証明書)」を作成(日本語版と翻訳版)

※**卒が教育支援課にもあります。必要な場合はご連絡ください。**

(3) 公印確認申請書を添付

① ハーグ条約締約国に帰国する場合(ブラジル, ペルーなど)
→ アポスティューユ申請書による申請が必要となります。

② ハーグ条約締約国以外に帰国する場合
→ 公印確認申請書

※ ①・②ともに「外務省のHP」(トップ>海外渡航・滞在>届出・証明>申請手続ガイド)からダウンロードできますので, ご利用ください。

なお, スペイン語版はありますが, ポルトガル語版は現在ありませんので, 日本語版を利用してください。

(4) 書類を送付

書類(a・b・c・d)を作成したら, それぞれに公印確認申請書(コピーでも可)を添付し, 外務省に簡易書留で送付してください。

(その際, 簡易書留の返信用封筒を同封してください。)

※料金は, 保護者に請求することができます。

送付先 〒540 大阪府大阪市中央区大手前2-1-22

大阪府庁内 外務省大阪分室 ○○帰国書類在中

TEL (06)6941-4700

(5) 書類が返送されたら, 保護者に書類を渡し, 駐日各国大使館・総領事館に持って行ってもらうよう伝えます。

【ブラジル領事館】の場合

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内1-10-29白川第8ビル2階

TEL(052)222-1079

記入例

アポスティューユ申請書
APPLICATION FORM FOR APOSTILLE
「外国公文書の認証を不要とする条約 (ハーグ条約)」

平成 26 年 2 月 1 日
Date: _____ Year _____ Month _____

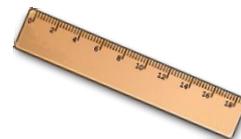
あなたの氏名 Applicant's name (社名 / Company)	外務 花子	電話番号(Mobile) Telephone number(Mobile)	03-3580-3311
証明書を必要としている方(当事者)との関係 Relationship with the person/company concerned <input checked="" type="checkbox"/> 本人 Self <input type="checkbox"/> 代理人(業務・個人) Representative (Business / Personal)(他)			
※) 代理人による申請の場合は委任状が必要です。If you apply on behalf of the person/company concerned, please attach/enclose the power of attorney.			
当事者 Name of person/company concerned	上記と同じ場合は記入不要です。If the same as applicant, you do not have to fill out.		

届出用紙

第3章 外国人児童生徒等日本語指導体制づくり

1 JSL バンドスケール

「JSLバンドスケール」とは、どのようなものですか。



(1) 「JSL バンドスケール」の概要

「JSL バンドスケール」は、早稲田大学大学院日本語教育研究科により開発された、「日本語の力」をはかる“一種のものさし(スケール)”です。

「JSL バンドスケール」の考え方の基本は、決して子どもの日本語能力の数値化ではありません。その子どもの「日本語によるコミュニケーションの姿」を、多角的に判断するものです。

※「JSL バンドスケール」の利用は、早稲田大学大学院日本語教育研究科との協定で、現時点では、鈴鹿市内公立小中学校に限られています。
リスト・個人票などの他市への引継ぎ、提供等をご遠慮ください。

総合的な視点

生活場面の日本語の様子



友達とのやりとり
大人とのやりとり
読んでいる本

学習場面の日本語の様子



授業中のやりとり、
作文、日記、テストの解答
指導記録、動画

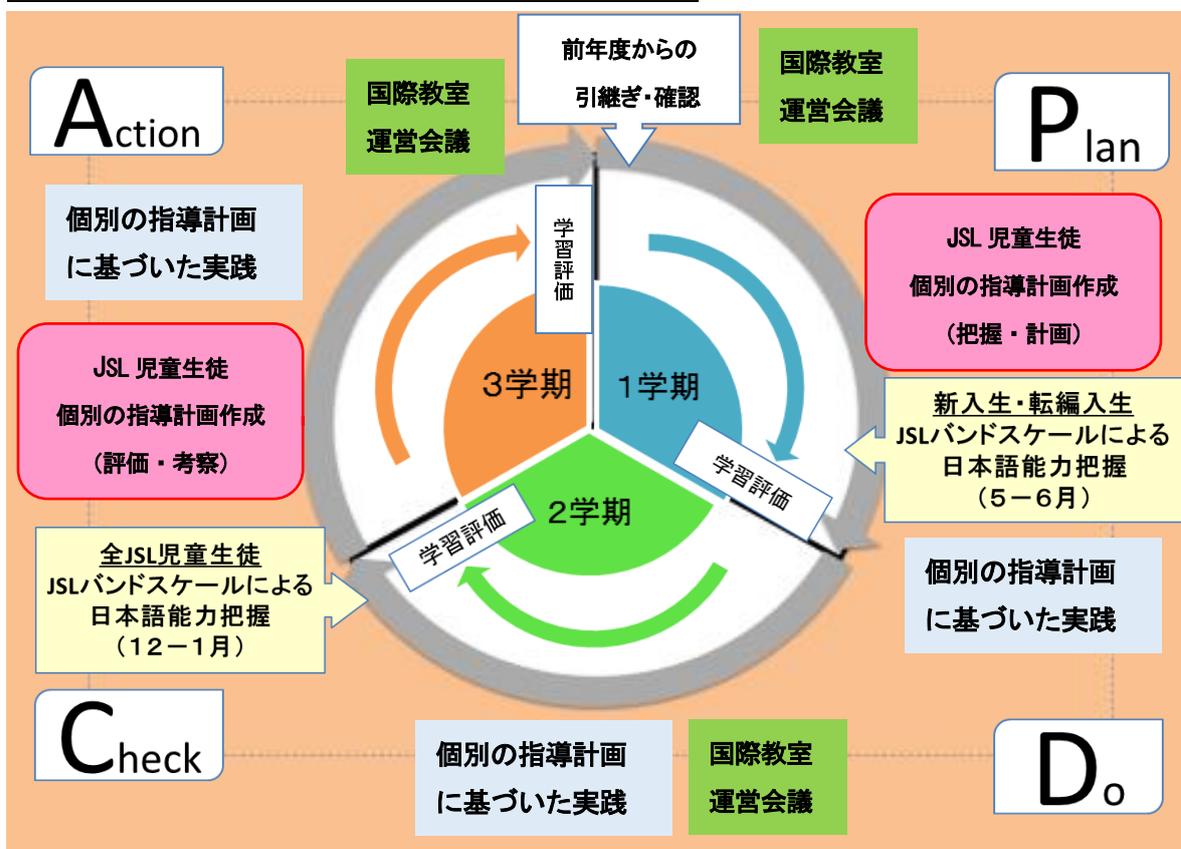
「JSL バンドスケール」の判定結果は、教職員とその子どものコミュニケーションの様子によっても変化するものであり、教職員のかかわり具合も反映されると考えられるものです。

(2) 「JSL バンドスケール」による日本語能力の把握

- ① 目的 「JSL バンドスケール」を用いて、外国人児童生徒等一人ひとりの日本語能力の発達段階を把握し、今後の日本語教育に活用する。
- ② 対象
- ・外国人児童生徒
 - ・日本国籍でも日本語指導が必要な児童生徒
- ③ 判定の実施
- ・判定は、年1回（12月～1月）を原則とする。
 - ・2回以上の実施は、各校の実情に合わせて判断する。
 - ・新入生及び他市・他県からの転入生・編入生については、年2回実施する。
(1回目：5～6月，2回目：12～1月)

(3) 「JSL バンドスケール」によるPDCA サイクル

特別の教育課程に対応した日本語指導体制づくり



(4) 「JSL バンドスケール」による日本語能力の判定

① 判定期間の設定

「JSL バンドスケール」の判定会議にむけて、1～2週間程を判定期間にあて、「チェックリスト」と照らし合わせながら子どもの様子を観察します。

② 判定会議までに必要なこと

判定会議までに、各自が自分なりに子どもの日本語の力を見立てておきましょう。

生活場面、学習場面など様々な場面の子どもの様子をみて、総合的に把握していくことが大切です。

判断できないときは、その子どもに関する様々な資料を準備するなどして、判定会議のときに協議します。

③ 判定するための資料準備

判定の根拠となるような資料を準備します。

準備した資料は、判定会議の前や判定会議の中で、関係する教員相互で共有しながら判定に活用します。

国際教室担当者や在籍学級の担任が、それぞれの教室での子ども様子を観察することも大切な視点です。



〈聞く・話す〉

- ・授業観察（在籍学級，国際教室）
- ・作文，日記，感想文，手紙
- ・観察ノート，レポート
- ・普段のテストの解答，学力テストの解答 など

〈読む〉

- ・授業観察（在籍学級，国際教室）
- ・普段のテストの読み取り
- ・学力テストの読み取り
- ・読んでいる本，新聞の内容理解 など

〈書く〉

- ・授業観察（在籍学級，国際教室）
- ・作文，日記，感想文，手紙
- ・観察ノート，レポート
- ・普段のテストの解答，
- ・学力テストの解答 など

(5) 「JSL バンドスケール・チェックリスト」【鈴鹿版】

「JSL バンドスケール・チェックリスト」は、「『聞く』・『話す』・『読む』・『書く』の4つの領域」から構成されています。

「4つの領域」ごとに1枚ずつ、計4枚になっています。

「小学校低学年用」・「小学校中高学年用」・「中学・高校用」の3種類があります。

【 「小学校中高学年用」 の例 】

聞く		JSLバンドスケール小学校中高学年		学年	組	児童の名前	記入者
		チェックリスト					
	回数	主な特徴 と 具体的な様子					
	1 2 3						
		聞く レベル1	初めて日本語に触れる。				
1		日本語を聞こうとする。他の人がしていることを注意深く観察したり、真似をしたりする。					
2		自分の文化と一致していることや、目に見えるものを手掛かりに理解する。					
3		クラス活動に参加するが、話さない場合もある。					
4		身ぶりやイントネーションから、類推して聞いている。					
5		第一言語を話す人に、説明や翻訳を求める。					
6		馴染みのない言葉が使われると、集中できなくなる。					
		聞く レベル2	よく知っている場面で、日常的な言葉を理解し始め、使い始める。				
1		よく使う挨拶や、簡単な指示を理解し、反応することができる。 <i>食事の挨拶、お礼の言葉 など</i>					
2		ジェスチャーや繰り返し、言い換えなどをしながら簡単な指示をすると、動作や言葉を使って応える。					
3		新しい単語を理解したり、日本語で返答するのに、時間がかかる。					
4		クラス活動では、限られた部分しか理解できない。					
5		第一言語の影響で、日本語の音がわからないことがある。 <i>清濁の区別 など</i>					
		聞く レベル3	生活場面や教室内での日常的・簡単なやりとりができるようになる。				
1		よく使われる言葉や質問を理解し、「うん」「ううん」など簡単に答える。 <i>「宿題、やってきましたか？」</i>					

◆チェックリストの使い方

1 「子どもの様子を思いうかべながら」また、「子どもの活動・授業を参観しながら」、チェックリストのあてはまる項目にチェックをしていきます。

2 チェックリストのレベル数の横に太字で書いてある文は、そのレベルの主な特徴です。

また、その下の細かく分かれた項目は、その段階で見られる様子や特徴です。細かい特徴欄の左側にある数字は、判定会議のときに「私は、○番にチェックをしました。」など分かりやすくするため、上から順番にクリアしていかなければならないといった意味ではありません。

3 チェックリストにある様子に思い当たれば枠にチェックし、思い当たらなかつたり、そうした様子を見た機会がなかつたりしたら、とばして先に進みます。

判断に迷ったときは、子どもと関わりをもつことで、力が見えてくることもあります。

(6) 「JSL バンドスケール」判定会議

① 判定会議のメンバー

- ・国際教室担当者
- ・在籍学級担任，在籍学年担当教員
- ・専科の授業担当者
- ・日本語指導担当者
- ・外国人教育指導助手 など



様々な立場の人が同じ子どもについて協議することは、その子どもの学校での姿を多角的に知ることや、学校全体での情報共有・支援につながります。

② 判定会議の進め方

- 〈例〉
- i それぞれの立場から、見立てた子どもの力を出し合う。
 - ii 子どもの様子や日本語の力を共有し、日本語能力を判定する。
 - iii 子どもの日本語能力，生活面や学習面の様子から，今後必要な指導や支援を協議する。
 - ・在籍学級での指導や支援について
 - ・通級での指導や支援について
 - ・校内での支援体制について

各立場を活かし，その子どもに今後どのように関わることができるか，どのような指導や支援が必要なのかを考えていくことが大切です。

◆次の実践に活かしていくために…

判定会議で協議した内容を学年，学校全体で共有します。協議したことを「個人票」や、「個別の指導計画」に反映させ，次の実践や担当者につなげます。

(7) 「個人票」(児童生徒に関する記録)の作成

「個人票」とは、外国人児童生徒等の成育歴や日本語能力が記載されたもので、鈴鹿市内小中学校の9年間使用します。

「特別の教育課程」での「個別の指導計画」の「児童生徒に関する記録」にあたります。

① 作成について

- ・年度当初に作成し、必要事項はその都度書き加える。
- ・入学時または転編入時に作成する。

② 引継ぎ等について

- ・転校した場合 ⇒ 受け入れ先の学校へ引き継ぐ。
- ・小学校を修了した場合 ⇒ 進学先の中学校へ引き継ぐ。
- ・中学校を修了した場合 ⇒ 在籍中学校で処分する。
- ・帰国をした場合 ⇒ 在籍校で処分する。
- ・市外の学校への転校または進学した場合 ⇒ 在籍校で処分する。

【記入例】 受入れ時の面談や家庭訪問等を活用し、外国人児童生徒等の状況を把握する。

9年間使用		【JSL バンドスケール個人票】			
名前		性別		生年月日	
本人の国籍		父の国籍		母の国籍	
生まれた国		入国年月日		家庭内言語	
期間	学年	成育歴や移動歴・日本語による学習期間など			
〇〇保育園					
H20.4	1	◎◎市立◎◎小学校 日本語指導2h			
H21.4	2	■ ■ 小学校 日本語指導2h T.T1h			
H22.4~H25.11	3~6	△△小学校 在籍学級			
H25.12~H26.3	6	一時帰国			
H27.4	1	▲▲中学校 日本語指導2h			
特記事項	転校を繰り返している。 母語の読み書きができる。				

(8) 「個別の指導計画」(児童生徒の指導の記録)の作成

「個別の指導計画」は、支援の継続に必要です。

作成する対象は、「JSL バンドスケール」の判定で「小学校は全て7」、
「中学校は全て8」の児童生徒以外は、毎年作成します。

年度末には、国際教室運営会議等を活用して、外国人児童生徒等の状況を共有し、次年度へ引き継ぎます。

小学校6年生時は、中学校への引継ぎを行います。



個別の指導計画(小中学校版)						
2 年 1 組	児童生徒名	○○○○ ○○○			作成者	□□
●JSLバンドスケールによる日本語能力判定				●日本語指導の状況		
判定日	聞く	話す	読む	書く	指導時間	指導形態
1 月 20 日	5	5	4	4	週5時間	小集団指導
12 月 16 日	5	5	4-5	4		
●本人や保護者の願い 日本で全日制の高校進学を希望している。						
日本語・教科学習面	児童生徒の様子 困り感やニーズの把握	目標 具体的な指導・支援の手立て		手立ての評価・考察		
	【話す】日常生活では日本語でのやりとりには困っていないように見える。授業中の発表のときには自分の考えをまとめて話せないことが多い。	【目標】 ・教科学習に必要な言葉の獲得 ・考えをまとめて書くことができる		・生徒同士でのやりとりは増えつつある。楽しんで学習している。 ・書き言葉でまとめる活動をしているが、表記を間違えることが多い。 モデル文などを提示しながら学習を進めていくようにする。		
	【読む】本を読むことは好きで図書室でよく本を借りている。テストのときは問われていることは分かっている。熟語などは分からないことが多く、質問することが多い。	【在籍学級、国際教室】 ・生徒とのやりとりや生徒同士の学び合いを通して学習する。 ・書き言葉としてまとめる活動を取り入れる。		・教科担任との連携が十分できず、それぞれの学習がうまくつながらなかった。 教科担任と密に連絡を取り合えるように、連絡ノートを活用する。		
【書く】様々な話題について書こうとしているが、限られた表現を使っている。話し言葉で表現することも多い。	【国際教室】 ・先行学習でポイントになる部分を学習し、クラスでの教科学習に参加しやすいように準備する。					

作成時の最新の JSL バンドスケールの判定値を記入する。

前年度の個別の指導計画を確認し、1学期中に記入する。

- 日本語指導の状況
- 本人や保護者の願い
- 児童生徒の様子 困り感やニーズの把握
- 目標 具体的な指導・支援の手立て
- 生活面で配慮が必要な場合は記入

新しい目標や手立てなど、必要に応じて加筆しながら活用する。

JSL バンドスケール判定後、年度末までに「手立ての評価」「考察」を記入する。

※考察
手立ての評価を受けて、今後必要な支援についても記入する。

年度末までに記入

第4章 外国人児童生徒等への授業づくり

1 「特別の教育課程」による日本語指導

鈴鹿市では、平成26年4月から「特別の教育課程」による日本語指導を実施

- ・学校における日本語指導を一層充実させる観点から、「特別の教育課程」を編成します。
- ・「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とします。
- ・特別の指導及び学習評価が行われることにより、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を受けることができるようになることが期待できます。

(1) 「特別の教育課程」による指導

① 指導内容

児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導

- ・今までの経験・既有知識、学力などを活かした指導や支援
- ・子どもたちの日本語能力・発達段階に応じた多様な言語活動・体験活動
- ・学習活動に参加するための「思考力」「判断力」「表現力」を育成する指導や支援

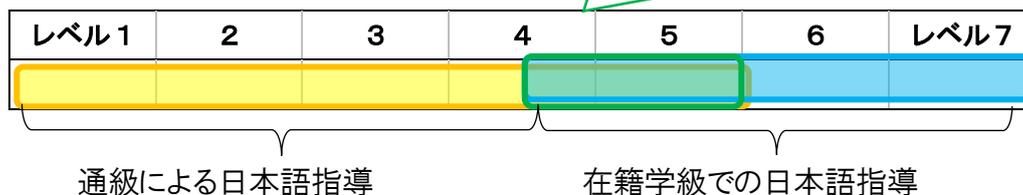
② 指導対象

小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒

- ・JSL バンドスケールで外国人児童生徒等の日本語能力を把握
- ・JSL バンドスケール判定会議で指導方針の協議、情報共有

レベル4～5の段階は、通級による日本語指導の必要性や指導時間数等について、効果的な指導方針を検討する必要があります。

目安として…



※レベル5以上でも JSL バンドスケール判定会議で必要と判断された場合は必要に応じて通級による日本語指導を行います。

③ 指導者

日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)および指導補助者

《教員免許を有する教員》

- ・国際化対応加配教員
- ・日本語指導講師（国県の補助事業活用）

《指導補助者》…主たる指導者とともに、日本語指導を行うことができます

- ・外国人教育指導助手
- ・外国人児童生徒支援員
- ・就学促進員
- ・支援協力員
- ・外国人児童生徒巡回相談員 等

④ 授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とします

- ・国の方針に基づいて実施
- ・年間10単位時間は、月に1時間程度
- ・年間280単位時間は、週当たり8時間以内が目安

⑤ 指導の形態

児童生徒の在籍する学校における「**通級**」指導

- ・在籍学級とは別の教室で行うことを原則とします
- ・対象となる児童生徒や指導内容によって、個別指導とグループ指導を適宜組み合わせて行うことが効果的

⑥ 指導計画の作成と学習評価の実施

計画と評価の一体化を視野に入れた学習サイクル

「**個別の指導計画**」の作成 ⇒ 「実践」 ⇒ 「**学習評価**」 ⇒
⇒ 「指導計画の見直し」 ⇨ 「実践」 ⇨ 「学習評価」

《指導計画》

- ・特別の教育課程編成の実施計画書
- ・特別の教育課程編成の実施報告書

教育指導課に提出

《個別の指導計画》

- ・個人票（児童生徒に関する記録）
- ・個別の指導計画（児童生徒の指導に関する記録）

教育支援課に提出

2 授業で大切にしている視点

(1) 仲間づくり

- ① 在籍学級とのつながりを育みましょう
 - ・人権教育や多文化共生教育を基盤とした仲間づくり
 - ・国際教室等で学んだことを、在籍学級で活かせるしかけづくり
- ② 日本語でのやりとりを通じた関係を築く力を育てましょう
 - ・小集団で、ことばでのやりとりが生まれるような活動
 - ・「友だちとつながる」、「学べる」、「もっと知りたい」という、子どもたちにとって意味のある活動
- ③ 評価してもらえる、認めてもらえる場を設定しましょう
 - ・達成感を感じ、自信をもたせることで、意欲につなげる
 - ・行事等の機会を活用し、学んだことが生活の中で活かせるという実感

(2) 日本語学習

- ① 「聞く・話す・読む・書く」の活動をバランスよく取り入れましょう
 - 聞く** 相手の話を聞く、情報を聞き取る など
 - 話す** 自分の気持ちを相手に伝える、問題解決の過程を説明する など
 - 読む** 設問の意図を読み取る、物語を読む、音読する など
 - 書く** 自分の考えを書く、要約する、観察したことをまとめる など
- ② 子どもたちが目的をもって学習できる課題を設定しましょう
 - ・身近な話題で興味関心があること
 - ・自分のこと、将来に関わること
 - ・相手を意識し、やりとりがあること など
- ③ 理解するための工夫・しかけをつくりましょう
 - ・実物に触れたり体験をしたり、五感を使って学ぶ
 - ・印象づけ、記憶に残るような活動
 - ・一人で、ペアで、みんなで・・・、多様な活動形態
 - ・キーワードの提示
 - ・個に応じてワークシートを工夫 など
- ④ 表現するための工夫・しかけをつくりましょう
 - ・対話で引き出す
 - ・モデルを示す
 - ・多様な表現方法を示す
 - ・母語で表現する → 日本語で表現する
- ⑤ 基本的な知識や語彙を増やすようにしましょう
 - ・低学年からの取組による基礎学力の定着

- ・実物, 具体物, 半具体物の活用
- ・体験・経験による印象づけ, 記憶化
- ・読み聞かせや読書, 新聞, テレビ番組などの活用
- ・国語辞典, 図鑑での調べ活動の実施

- ⑥ 得た知識を活用できる力にしていけるようにしましょう
- ・予想する力, 類推する力など思考を伴う力を育てる
 - ・考えをもち, 文章で話したり書いたりする発信の機会をつくる

(3)未来に向けて・・・

① アイデンティティ形成の視点

- ・ルーツやことば, 文化などを大切に尊重する
- ・自分の生活や自分自身について考える機会をつくる

② キャリア形成の視点

- ・成功体験を増やし, 学習意欲につなげていく
- ・小学校段階から将来のことを考える取組
- ・あきらめず, 前向きに挑戦する気持ちを育てる
- ・ロールモデルとの出会い

③ 中学校卒業後の進路についての相談

- ・将来どのような仕事に就きたいかをふまえた高校選択を提案する
 - ・日本の高校入試や高校の制度などを保護者に説明する
- ※進路相談の際, 通訳が必要な場合は相談をしてください。

★日本の職業を多言語で紹介「キャリアガイド」・・・三重県教育委員会HPに掲載
URL <http://www.pref.mie.lg.jp/TABUNKA/HP49135032696.htm>

★鈴鹿市教育委員会による「外国人生徒進路ガイダンス」

時期:2学期(9～11月) 場所:鈴鹿市役所

対象:外国人生徒等

内容:市内・市外高校(10～15校)や三重県教育委員会
担当者によるガイダンスを実施。

利点:それぞれの高校の特色を知ったり, 高校の担当者に個別に質問をしたりすることができる。通訳も対応。



3 参考になるHP等の紹介

名前	内容
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒受入れの手引き ・就学ガイドブック(ポルトガル語, スペイン語, 英語, 中国語, ベトナム語, フィリピン語, 韓国・朝鮮語) ・外国につながるの児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト「かすたねっと」 ・海外子女教育, 帰国・外国人児童生徒教育等に情報検索サイト「CLARINET」など
三重県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への連絡文書例 ・外国人の子どもに向けたキャリアガイド(多言語での職業案内) ・外国人児童生徒支援コミュニケーションハンドブック「エンジョイ! コミュニケーション」(ポルトガル語, スペイン語, 中国語, タガログ語, ビサイヤ語)
四日市市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒のための四日市市立小・中学校ガイドブック ・日本語指導教室「いずみ教室」使用教材(ダウンロード可)
東京都教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導ハンドブック その1, その2(ダウンロード可) ・外国人児童・生徒用日本語テキスト「たのしいがっこう」(22言語)
大阪府教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒のための学校生活サポート情報 など
豊橋市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒教育資料 ・外国人児童生徒教育の手引き
岩倉市 日本語適応指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導用教材, 掲示用資料, ・指さし連絡カード など
東京外国語大学 多言語・多文化教育 研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ・在日ブラジル人児童のための教材 ・在日フィリピン人児童のための教材 多くのイラストを用いることにより楽しく学習できる教材 など
愛知教育大学 外国人児童生徒支援 リソースルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・外国にルーツをもつ子どもたちの「個別の指導計画」学習目標例 ・教材開発(文字・国語・算数の教材)(ダウンロード可) 学校ガイドブック・中学校ガイドブック(多言語に対応)
かながわ国際交流 財団	<p>かながわ多言語生活ガイド【教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外国人保護者・児童のための小学校で楽しく, 安全に学ぶための10のポイント」, 「外国人保護者・生徒のための中学校生活を充実させる10のポイント」(ポルトガル語, スペイン語, タガログ語, 英語, 中国語, ベトナム語)

三重県国際交流財団 (MIEF)	・高校進学ガイダンスガイドブック ・日本語指導教材「みえこさんのにほんご」, 「続みえこさんの日本語」, 「みえこさんの日本語れんしゅうちょう」(ダウンロード可) 連絡すると希望数を配付してくれる
こどもの日本語 ライブラリ	・子どもの日本語指導, 支援に必要な情報, 学習資料等
滋賀県国際交流協会	・多文化共生学校づくり支援サイト 多言語の時間割の作成, 多言語校内標示など
兵庫県国際交流協会 多文化共生課	・小学生用の漢字の音訓読み熟語集 (算数・理科・社会・生活科の用語カード) 8言語(英語, ポルトガル語, スペイン語, 中国語, タガログ語, ベトナム語, 韓国・朝鮮語)の教科支援教材

初期支援に使える教材の紹介(市販品を含む)

名	前	発行先	
日本語指導ハンドブック		東京都教育委員会 (ダウンロード可)	ひらがな・カタカナ 初期日本語 文型
日本語学級1・2		凡人社	初期日本語 文型
こどものにほんご①・②		スリーエーネットワーク	初期日本語 文型 (小学生向き)
みんなの日本語 初級編		スリーエーネットワーク	初期日本語 文型 (中学生～)
マルチメディア にほんごをまなぼう		文部科学省	初期日本語会話 (多言語対応)
かんじだいすき～日本語を学ぶ 世界の子どものために～ (1)～(6)		社会法人 国際日本語普及 協会	漢字学習
Meu Amigo Kanji 80・160・200		東京外国語多言語・多文化 教育研究センター (ダウンロード可)	漢字学習 (多言語対応)
絵でわかるかんたんかんじ 80・160・200		スリーエーネットワーク	漢字学習
子どもことば絵じてん(小型版)		三省堂編集所	言葉
一日の生活の絵カードソーシャル スキルトレーニング絵カード		ことばと発達の学習室Mエス コール	言葉
ひと目でわかる! 教室で使うみ んなのことば		文研出版	言葉 (多言語対応)
暮らしの日本語 指さし会話帳		情報センター出版	言葉 (多言語対応)

日本語教育ガイドライン

2020(令和2)年 4月 発行
鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
〒513-8701
三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
電話 059-382-9055